

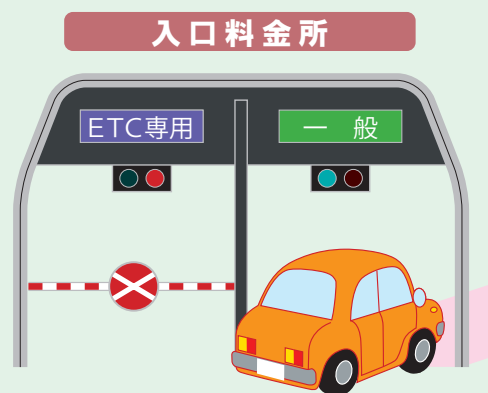
ETCで障害者割引をご利用のお客さまへ

障害者割引を受けられる場合は、事前にお手続きされた身体障害者手帳または療育手帳を必ず携行してください。

ETC設備の点検などにより、ETCレーンを閉鎖する場合がございます。その際には、大変ご迷惑をお掛けしますが、係員のいるレーン※で手帳をご呈示のうえ、料金をお支払いいただくようお願いいたします。（係員が手帳に記載された登録事項を確認させていただきます。）

※料金精算機のあるレーンでは呼び出しレバーで係員をお呼びください。

入口料金所のETCレーンが閉鎖されているとき



一般 レーンで通行券をお取りください。

出口料金所



ETC レーンは通行できません。
一般 レーンで必ず係員に手帳をご呈示のうえ、ETCカードでお支払いください。

出口料金所のETCレーンが閉鎖されているとき



ETC 無線通信による走行をした場合

出口料金所



一般 レーンで必ず係員に手帳をご呈示のうえ、ETCカードでお支払いください。

※均一料金区間など料金のお支払いに通行券を必要としない料金所で、ETCレーンが閉鎖されている場合には、
一般 レーンで係員に手帳をご呈示のうえ、ETCカードでお支払いください。

⚠️ ご注意ください!!

●ETCレーンの閉鎖などによりETC無線通信による走行ができなかった場合、**手帳のご呈示がないと障害者割引は適用されません。** ※事前にお手続きされたETCカードでのお支払いの場合も、手帳のご呈示が必要です。

ご利用の際のご注意



**ご登録された自動車・ETCカード・ETC車載器以外
でのご利用の場合、障害者割引は適用されません。**

自動車のナンバーやETCカード番号、ETC車載器管理番号など、登録事項に変更がある場合は、有料道路をご利用いただく前に市区町村の福祉担当窓口での変更手続きが必要です。

次のようなケースが発生した場合は、変更手続きが必要です。

- 新たに自動車を購入した
- ETC車載器を付け替えた(ETC車載器が壊れた場合など)
- 自動車のナンバープレートを変更した
- ETCカード番号が変わった(ETCカードの紛失・再発行した場合など)

※上記の他、お名前、住所等に変更があった場合も変更手続きが必要です。

詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」の冊子でご確認ください。



障害者割引の適用には有効期限があります。

有効期限後も引き続き障害者割引をご利用になる場合は、更新手続きが必要です。更新手続きは、有効期限の2ヶ月前より市区町村の福祉担当窓口で行うことができます。



けん引している状態では、障害者割引は適用されません。